

自主検査の項目

構造設備名	根拠法令	検査項目	検査結果
共通	法 20	清潔の保持	適・否
	法 23、規 16①(16)	防火上必要な設備 (消防検査済書を添付)	適・否
	法 23、規 16①(17)	消火用の機械又は器具 (消防検査済書を添付)	適・否
	法 23、規 16②	建築基準法の基準を満たす (建築検査済書を添付)	適・否
		適切な冷暖房施設	適・否
診察室	法 21、規 20(1)	各科専門の診察室	有・無
	法 20	手洗い・手指消毒、ペーパータオル (配置を図面に記載)	有・無
手術室	法 21、規 20(2,3)、	準備室の付設	有・無
		じんあいの防止	適・否
		不浸透質の壁被覆	適・否
		暖房設備	有・無
		照明設備	有・無
		滅菌手洗い (配置を図面に記載)	有・無
処置室 (透析室)	法 21、規 20(4,9)	各課専用の処置室	有・無
		暖房施設	有・無
	法 20	手洗い・手指消毒、ペーパータオル (配置を図面に記載)	有・無
臨床検査施設	法 21、規 20(5)	喀痰、血液、尿、糞便等の検査 が可能 (検査機器の配置を図面に記載)	適・否
	法 20	手洗い・手指消毒、ペーパータオル (配置を図面に記載)	有・無
エックス線装置			
調剤所	法 21、規 16①(15)	採光、換気	適・否
		冷暗所(冷蔵庫でも可)	有・無
		感量 10mg の天秤	有・無
		感量 500mg の上皿天秤	有・無
	法 20	手洗い・手指消毒、ペーパータオル (配置を図面に記載)	有・無
	麻 34	麻薬金庫 (配置を図面に記載)	有・無
薬 48	毒物保管庫 (配置を図面に記載)	有・無	
給食施設	法 21、規 20(8)	床が耐水材料	適・否
		洗浄及び排水又は清掃に便利な 構造	適・否
		食器の消毒施設 (配置を図面に記載)	有・無

構造設備名	根拠法令	検査項目	検査結果
	法 20	下処理室	有・無
		清潔区域と不潔区域の区分け	有・無
		調理器具保管庫 (配置を図面に記載)	有・無
		検食の保管庫 (配置を図面に記載)	有・無
		各作業区域の入り口付近に、手洗い・手指消毒、爪ブラシ ペーパータオル (配置を図面に記載)	有・無
		便所に専用の手洗い	適・否
		十分な換気	適・否
		用途別のシンクを設置	適・否
		ねずみやこん虫の進入を防止する設備 (網戸等)	適・否
分べん室 (産婦人科、産科)	法 21、		
新生児の入浴施設 (産婦人科、産科)	法 21、		
機能訓練室 (療養病床を有する病院)	法 21、規 20(11)	内法による面積 (寸法を図面に記載)	面積： m ²
		設置されている機械・器具 (配置を図面に記載)	機械・器具名
談話室 (療養病床を有する病院)	法 21、規 21①・② (1)	患者、家族が談話を楽しめる広さ (寸法を図面に記載)	面積： m ²
食堂 (療養病床を有する病院)	法 21、規 21①・② (2)	内法による面積 (寸法を図面に記載)	面積： m ²
	法 20	手洗い・手指消毒設備	有・無
浴室 (療養病床を有する病院)	法 21、規 21①・② (3)	身体の不自由な者が入浴するのに使用する設備・器具等 手すり、シャワー、特浴、スロープ (配置を図面に記載)	設備・器具名
集中治療室 (地域医療支援病院、特定機能病院)	法 22、22 の 2、規 21 の 5(1)、22 の 3(1)	適切な広さ (寸法を図面に記載)	面積： m ²
		集中治療に必要な機器等 (配置を図面に記載)	機械名
化学、細菌及び病理の検査施設 (地域医療支援病院、特定機能病院)	法 22、22 の 2、規 21 の 5(1)	適切な構造設備 (配置を図面に記載)	設備名
無菌状態の維持された病室 (特定機能病院)	法 22 の 2、規 22 の 4		

構造設備名	根拠法令	検査項目	検査結果
診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備	法 23、規 16①(1)	危害防止に必要な方法を講じている。	適・否
放射線に関する構造設備	法 23、		
病室	法 23、規 16①(2ノ2,3,4,6,7)	収容患者数	患者数： 人
		内法の面積 (寸法を図面に記載) 床面積から除外するもの 固定の家具、床置エアコン 洗面台、高さ 1.8m 未満の棚	面積： m ²
	建基令 19(2)	採光面積	面積： m ²
	建基法 28(2)	直接外気開放面積	面積： m ²
	建基令 21	天井の高さ (測定場所を図面に記載)	高さ： m
機械換気設備 (感染症病室、結核病室、病理検査室)	法 23、規 16①(5)	空気が病院の他の部分へ流入しない。	適・否
患者の使用する屋内の直通階段	法 23、規 16①(8,9)	階段、踊り場の幅 (測定場所を図面に記載)	幅： c m
		けあげ (測定場所を図面に記載)	けあげ： c m
		踏面 (測定場所を図面に記載)	踏面： c m
		手すり (測定場所を図面に記載)	有・無
避難階段	法 23、規 16①(10)		
患者が使用する廊下	法 23、	内法の廊下幅 (測定場所を図面に記載、一般病床基準の場合は手すりの内法、療養病床は手すりを含む)	幅： c m
		手すり (療養病床のみ) (測定場所を図面に記載)	有・無
消毒施設 (感染症、結核病床)	法 23、規 16①(12)		
歯科技工室	法 23、規 16①(13)	設備 (配置を図面に記載)	設備名
便槽その他汚物だめ	法 23、規 16①(14)	病室、食堂、調理室又は配膳室から相当な間隔がある。	適・否